テニュア・トラック准教授及びテニュア・トラック助教のテニュア中 間評価及びテニュア審査に関する申合せ

> 平成24年 7月24日 役 員 会 決 定 改正 平成25年 3月22日 平成26年 3月25日

#### 1. 趣旨

国立大学法人電気通信大学テニュア・トラック教員のテニュア中間評価及びテニュア 審査に関する細則第14条の規定に基づき、テニュア・トラック准教授及びテニュア・トラック助教(以下、この申合せにおいては「教員」という。)のテニュア中間評価及びテニュア審査の手続きを円滑に進めるため、次のとおり申し合わせる。

## 2. テニュア中間評価

- (1) テニュア中間評価委員会(以下「評価委員会」という。)の設置
  - ① 学術院代議員会(以下「代議員会」という。)は、当該教員の採用後、2年3か月が経過するまでに評価委員会を設置し、2年6か月が経過するまでにテニュア中間評価を終えるものとする。
  - ② メンター教員及び当該教員の利害関係者は、評価委員会委員とはならない。
  - ③ 評価委員会委員に当該教員の採用時の選考委員会委員が含まれるよう配慮する。
- (2) 評価方法
  - ① 評価委員会は、当該教員の教育研究活動等に関する成果に基づき評価を行う。
  - ② 評価は、メンター教員の意見も参考にし、総合的に判断する。
  - ③ 評価項目及び基準については、別に定める。
  - ④ 評語は、次のとおりとする。

A:非常に優れた成果を上げている。

B:優れた成果を上げている。

C:普通である。D:見劣りする。

# (3) 評価結果

- ① 評価委員会委員長は、評価結果を代議員会へ報告する。
- ② 代議員会は、評価委員会からの報告を受けて審議し、評価結果を決定する。
- ③ 学術院長は、評価結果を当該教員及びメンター教員に通知するとともに教育研究 評議会へ報告する。
- (4) テニュア中間評価の省略

本学における在職年数が2年以上の助教がテニュア・トラック助教となった場合には、テニュア中間評価を省略する。

## 3. テニュア審査

- (1) テニュア審査委員会(以下「審査委員会」という。)の設置
  - ① 代議員会は、当該教員の採用後、4年3か月が経過するまでに審査委員会を設置 し、4年6か月が経過するまでにテニュア審査を終えるものとする。

ただし、本学に在職する助教がテニュア・トラック助教となった場合には、採用後、1年3か月が経過するまでに審査委員会を設置し、1年6か月が経過するまでにテニュア審査を終えるものとする。

- ② メンター教員及び当該教員の利害関係者は、審査委員会委員とはならない。
- ③ 審査委員会委員に当該教員の採用時の選考委員会委員又は評価委員会委員が含まれるよう配慮する。

#### (2) 審査方法

- ① 審査委員会は、当該教員の教育研究活動等に関する成果に基づき審査を行う。
- ② 審査は、メンター教員の意見も参考にし、総合的に判断する。
- ③ 審査項目及び基準については、別に定める。
- ④ 評語は、次のとおりとする。

A: 非常に優れた成果を上げている。

B:優れた成果を上げている。

C:普通である。

D:見劣りする。

# (3) 審査結果

- ① 審査委員会委員長は、審査結果を代議員会へ報告する。
- ② 代議員会は、審査委員会からの報告を受けて審議し、審査結果を決定する。
- ③ 代議員会は、A又はBの結果を受けた教員について、当該教員のテニュア獲得の 可否を投票により議決する。
- ④ 代議員会は、テニュア獲得が可と議決された教員を配置する専攻等を決定する。
- ⑤ 学術院長は、審査結果を当該教員及びメンター教員に通知するとともに教育研究 評議会へ報告する。

#### 附則

- 1 この申合せは、平成25年4月1日から施行する。
- 2 本申合せの施行日の前日において、すでにテニュア・トラック教員として在職している者に係る2の(1)の①の適用については、「1年6か月」とあるのは「2年3か月」と、「1年9か月」とあるのは「2年6か月」とする。
- 3 本申合せの施行日の前日において、すでにテニュア・トラック教員として在職している者に係る3の(1)の①の適用については、「3年6か月」とあるのは「4年3か月」と、「3年9か月」とあるのは「4年6か月」とする。
- 4 本申合せの施行日の前日において、すでにテニュア・トラック教員として在職している者に係る  $3 \, o(1) \, o(1)$

附則

- 1 この申合せは、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年4月1日から平成26年4月1日までの間にテニュア・トラック教員として採用された者から、別に定める期日までにテニュア・トラック期間に関する申出があった場合に係る2の(1)の①の適用については、「2年3か月」とあるのは「1年6か月」と、「2年6か月」とあるのは「1年9か月」と、3の(1)の①の適用については、「4年3か月」とあるのは「3年6か月」と、「4年6か月」とあるのは「3年9か月」とする。